

《第 5 7 回》

貯水槽清掃作業従事者研修会

(自宅学習方式) 開催のご案内

開催日： 令和2年10月8日～27日

開催場所： 受講者職場内・自宅内

- 建築物衛生法に基づく飲料水貯水槽清掃事業登録業者は、その作業に従事する者に対して1年に1回以上**研修**を受けさせることとされております。
- 当協会では、毎年度6月と2月に**貯水槽清掃作業従事者研修会**を開催して参りました。
- ところが、今年度第1回目(通算第57回)となる6月期開催の研修会は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大したため、暫くの間、開催を保留して事態の推移を見守ってきました。
- しかし、事態はなかなか好転せず今日に至ってしまい、事業者のみなさま方へは受講の機会を提供できず、大変心苦しく思っておりました。
- このような中、首都圏等5都道県に発令されていた緊急事態宣言が解除されたのを受けて、厚生労働省から研修会を再開するにあたっての留意事項が示され、その中で、受講者の職場や自宅において自ら学習する方式の研修会を実施することも示されました。
- つきましては、当協会としては新たな取り組みではありますが、この留意事項を踏まえて**自宅学習方式**での従事者研修会を開催することと致しました。
- 開催の詳細につきましては裏面記載の「**研修内容**」のとおりですので、受講を希望される方は裏面の「**申込方法**」に従って同封の「**申込用紙**」に記入の上、**ファックス**にてお申し込みください。

〔主催〕 公益社団法人 全国建築物飲料水管理協会埼玉県部会

電話：048-876-9102 FAX：048-876-9104

〔後援〕 埼玉県(埼玉県知事承認 生衛第287号 令和2年8月4日)